

平成25年第1回 広島市議会定例会提出案件
(平成25年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
22件	18件	4件	44件

1 予算案

- (1) 平成25年度広島市一般会計予算
- (2) 平成25年度広島市住宅資金貸付特別会計予算
- (3) 平成25年度広島市母子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (4) 平成25年度広島市物品調達特別会計予算
- (5) 平成25年度広島市公債管理特別会計予算
- (6) 平成25年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (7) 平成25年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (8) 平成25年度広島市西風新都特別会計予算
- (9) 平成25年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (10) 平成25年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (11) 平成25年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (12) 平成25年度広島市競輪事業特別会計予算
- (13) 平成25年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (14) 平成25年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (15) 平成25年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (16) 平成25年度広島市開発事業特別会計予算
- (17) 平成25年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 平成25年度三入財産区特別会計予算
- (19) 平成25年度砂谷財産区特別会計予算
- (20) 平成25年度広島市水道事業会計予算
- (21) 平成25年度広島市下水道事業会計予算
- (22) 平成25年度広島市病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(消防局)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴うもの

新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議及び部について定める。

施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

- (2) 広島市社会福祉審議会条例の一部改正について (こども未来局)

子ども・子育て支援法の制定に伴うもの

社会福祉審議会を子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関としても位置付ける。

施行期日 平成25年4月1日

(3) 広島市附属機関設置条例の一部
改正について（企画総務局）

広島市ヒロシマ賞受賞者選考審議会等を附
属機関として設置するもの

施行期日 平成25年4月1日

(4) 広島市病院事業地方独立行政法
人評価委員会条例の制定につい
て（病院事業局）

病院事業地方独立行政法人評価委員会の組
織、委員その他必要な事項を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日

(5) 広島市職員定数条例の一部改正
について (企画総務局)

職員定数を改めるもの

(単位：人)

区分	現行 A	改正 B	増減差引 B - A
病院事業	2, 0 5 2	2, 0 7 8	2 6
その他	9, 4 1 9	9, 4 1 9	—
計	1 1, 4 7 1	1 1, 4 9 7	2 6

施行期日 平成25年4月1日

(6) 広島市報酬並びに費用弁償条例
の一部改正について
(企画総務局)

非常勤の行政委員に対する報酬の支給単位
等を改めるもの

(例) 教育委員会委員長

(現行) 月額 30万円の支給

↓

(改正) 月額 15万円と日額2万7,000円
の併用支給

施行期日 平成25年4月1日

(7) 広島市市税条例の一部改正について (財政局)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定等に伴うもの

(主な改正内容)

個人の市民税

平成26年度から平成35年度までの各年度分の均等割の税率を現行の年額3,000円に500円を加算した額(3,500円)とする。

施行期日 公布の日

(8) 広島ユース・ホテル条例の廃止について (経済観光局)

広島ユース・ホテルを廃止するもの

施行期日 平成25年4月1日

(9) 広島市農業振興センター条例の一部改正について (経済観光局)

^{芝すべり公園}
農業振興センター安佐分場の芝すべり場の廃止によるもの

施行期日 平成25年4月1日

(10) 広島市児童館条例の一部改正について（教育委員会）

1 児童館を新設するもの

名称 温品児童館

位置 東区温品八丁目8番25号

施行期日 平成25年5月1日

2 児童館の行う事業の追加等をするもの

（主な改正内容）

(1) 児童館の行う事業に、児童の健全な育成を目的とする活動の支援を加える。

(2) 児童館の使用者の範囲に、保護者が付き添う乳幼児、児童の健全な育成を目的とする活動を行う団体等を加える。

施行期日 平成25年4月1日

(11) 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部改正について（健康福祉局ほか）

障害者自立支援法等の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成25年4月1日

ただし、一部については、平成26年4月1日

(12) 広島市介護保険条例の一部改正
について（健康福祉局）

介護認定審査会の委員の定数を改めるもの

（現行） （改正）

290人以内 → 340人以内

施行期日 平成25年4月1日

(13) 広島市環境影響評価条例の一部
改正について（環境局）

（主な改正内容）

環境影響評価法の改正に鑑み、事業者に実
施計画書説明会の開催を義務付けるもの

施行期日 平成25年4月1日

(14) 広島市道路占用料徴収条例の一
部改正について（道路交通局）

道路法施行令の改正に伴うもの

太陽光発電設備等に係る道路占用料を定
める。

（例）太陽光発電設備（1級地）

1㎡につき、年額2,300円

施行期日 平成25年4月1日

(15) 広島市水洗便所設備資金貸付条例の一部改正について
(下水道局)

水洗便所設備資金の貸付対象の工事を、公共下水道において下水の処理を開始する日等から3年以内にされる貸付申請に係る工事に限るもの

施行期日 平成25年4月1日

(16) 広島市安佐動物公園等年間共通券条例の一部改正について
(都市整備局)

年間共通券の料金を減免することができるようにするもの

施行期日 平成25年7月1日

(17) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

1 幼稚園を廃止するもの

名 称	位 置
上温品幼稚園	東区上温品三丁目
安東幼稚園	安佐南区安東三丁目
北祇園幼稚園	安佐南区祇園六丁目
亀崎幼稚園	安佐北区亀崎三丁目
真亀幼稚園	安佐北区真亀五丁目

施行期日 平成25年4月1日

2 中等教育学校を設置するもの

名称 広島中等教育学校

位置 安佐北区三入東一丁目

施行期日 平成25年12月1日

(18) 広島市水道事業の設置等に関する条例及び広島市水道給水条例の一部改正について（水道局）

（主な改正内容）

事業の効率化を図るため、簡易水道事業を地方公営企業として設置し、その事業会計を水道事業会計に統合させるもの

施行期日 平成25年4月1日

3 その他の議案

- (1) 町及び字の区域の変更について
(企画総務局)

住居表示の実施のためのもの

(安佐南区)

現 在	変 更 後
山本町字方置山の一部	山本新町五丁目

春日野

- (2) 地方独立行政法人広島市立病院
機構定款を定めることについて
(病院事業局)

地方独立行政法人広島市立病院機構を設立
するため、定款を定めるもの

- (3) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について (道路交通局)

基本財産の額を変更するもの

774億7,000万円 ⇒ 785億2,960万円

(4) 包括外部監査契約の締結について (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1, 785万円

相手方 住所 広島市佐伯区皆賀四丁目
18番7-705号

氏名 世良 敏昭

資格 公認会計士

[追加提出予定案件]

(1) 教育委員会委員の任命の同意について (企画総務局)

任期満了によるもの

(2) 土地利用審査会委員の任命の同意について (都市整備局)

任期満了によるもの

(3) 監査委員の選任の同意について
(企画総務局) 任期満了によるもの

(4) 固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について (財政局) 任期満了によるもの

(5) 広島県公安委員会委員の推薦の
同意について (企画総務局) 任期満了によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて (市民局) 任期満了によるもの